

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 九州防水株式会社
- 業者の住所 : 福岡県久留米市合川町422-18
- 2 指名停止措置期間 : 令和2年7月29日～令和2年10月28日 (3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 九州新幹線建設局管内

4 事実概要

九州防水株式会社の取締役は、朝倉市役所が発注した九州北部豪雨の復旧工事を巡り、平成31年4月下旬頃、事業費の増額及び入札予定価格などが書かれた実施設計書をもらう便宜を図ってもらった見返りに朝倉市役所職員に現金を渡したとして、令和2年6月14日、贈賄容疑で福岡県警より逮捕された。

5 指名停止措置理由

4の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）別表第2第3項（2）（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく指名停止基準

停止事由	停止期間
1～2 省略	省略
(贈賄)	
3 次の各号に掲げる者が当該地方機関の施行地域内の他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
(1) 代表役員等	3か月以上9か月以下
(2) 一般役員等	2か月以上6か月以下
(3) 使用人	1か月以上3か月以下
4 以降 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 事業監理部 工事契約監理課 TEL 045-222-9041(直通)